

第四回國会における私学振興のための金融機関設立に関する決議に対する報告書

同日議院において採決することを議決した厚生省兒童局廃止反対に関する請願外四件の請願及び厚生省兒童局廃止反対に関する陳情外二件の陳情は各々意見書を附し、即日これを内閣に送付した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

利根川、荒川、渡瀬川改修等に関する質問主意書(小川友三君提出)

六、三制教育に関する質問主意書(小川友三君提出)

八、製造課税及び製産に関する質問主意書(小川友三君提出)

同日左の質問主意書を内閣に轉送した。

上田鐵道専門学校單科大學昇格に関する質問主意書(矢野西雄君提出)

農地改良費に関する質問主意書(小川友三君提出)

各都道府縣水害対策費に関する質問主意書(小川友三君提出)

行政整理に関する質問主意書(小川友三君提出)

同日委員長から左の報告書を提出した。

労働委員会請願審査報告書第一号

労働委員会請願特別報告第一号

臨時物資需給調整法の一部を改正する法律案(松平恒雄君) これより本日の会議を閉きます。日程第一、公認会計士法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。大藏委員長櫻内辰郎君。

郵政省設置法の一部を改正する法律案可決報告書

電氣通信省設置法の一部を改正する法律案可決報告書

公認会計士法の一部を改正する法律案

案可決報告書

昭和二十二事業年度前期持株会社整

理委員会経費收支計算書並びに譲受

財産に関する財産目録及び收支計算

書議決報告書

昭和二十四年三月三十日

内閣總理大臣 吉田 茂

公認会計士法の一部を改正する法

律案

昭和二十四年三月三十日

内閣總理大臣 吉田 茂

るところにより実費を支弁して、」に改める。

第三十六條第二項中「以上の公認会計士」を「以上の者」に改め、同條第三項を削る。

第四十二條を次のように改める。

(委員の報酬)

第五十六條但書中「四月一日」を「十月一日」に改める。

第五十七條第二項第五号中「会社」の下に「で資本金額(株金総額、出資額、株金総額及び出資額の合計額又は基金総額をいふ。)五百万円以上もの」を加える。

第五十七條の二 特別公認会計士試験の合格者を定める場合には、試験科目の成績により定める外、必要に應じ、受験者が前條第二項各号に掲げる職に在つた年数をしんしゃくして定めることができる。

前項の規定による年数のしんしゃくの方法については、会計士管

理委員会規則で定める。

第六十條第一項を割り、第二項を上ける。

第一項とし、以下順次一項ずつ繰り上げる。

第六十三條中「昭和二十六年」を「昭和二十三年」に改める。

第六十五條第二項中「第十一條の規定の適用については、」を「会計士補が第三次試験を受ける場合において第十一條の規定の適用について

は、正規の試験を受けずして、公認会計士又は会計士補となることができることになつておりますが、高度の國家試験により世界的な水準に達する公認会計士制度を設ける趣旨に副わないものでありまして、この特例を廃止せんとするものであります。又公認会計士法の運用の実情に鑑みまして、公認会計士の試験方法、現在の計理士がその業

1 この法律は、昭和二十四年三月三十日から施行する。但し、第五十七条第二項第五号の改正規定は、この法律施行の日から十月を経過した日後に行う特別公認会計士試験から適用する。

2 公認会計士法の一部を改正する法律(昭和二十四年法律第二百七十五号)は、廢止する。

3 この法律は、昭和二十四年三月三十日から施行する。但し、第五十七条第二項第五号の改正規定は、この法律施行の日から十月を経過した日後に行う特別公認会計士試験から適用する。

務を営み得る期間の延長等、若干の改
正をなさんとするものであります。

さて本審議に当り、各委員より熱
心なる質疑があり、政府又これに對し
懇切なる答弁がありましたが、その詳
細は速記録により御承知を願いたいと
存じます。かくして質疑を終局し、討
論に入り、採決の結果全会一致を以て
原案通り可決すべきものと決定した次
第であります。右御報告申上げます。

(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もな
ければ、これより本案の採決をいたし
ます。本案全部を問題に供します。本
案に賛成の諸君の起立を請います。

〔起立者多数〕

○議長(松平恒雄君) 過半数と認めま
す。よつて本案は可決せられました。

○議長(松平恒雄君) 日程第二、臨時
物資需給調整法の一部を改正する法律
(内閣提出、衆議院送付) を議題とい
たします。先ず委員長の報告を求めま
す。経済安定委員長佐々木良作君。

審査報告書

臨時物資需給調整法の一部を改正
する法律案
右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて多数意見者の署
名を附し、要領書を添えて、報告す
る。

昭和二十四年三月三十日

経済安定委員長 佐々木良作
参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

鎌田 逸郎

川村 松助

藤井 四午

安達 良助

奥むめお 三木 治朗
帆足 計

「一日」を「昭和二十五年四月一日」に
改める。

附則

要領書

一、委員会の決定の理由

本改正案は、現下の經濟情勢に鑑
み臨時物資需給調整法の有効期限
を、明年三月末日まで一箇年延長
せんとするものである。日本經濟
の現状は、敗戦による破壊から未
だ立ち直らず、經濟統制を継続する
必要がある。なお同法はその運用
の面において不備の点が多く、こ
れが改善は必要であるが差当り有
効期限の延長は止むを得ない措置
と認める。

二、事件の利害得失
物資需給統制を継続し、日本經
済の安定に資する利益がある。

三、費用

この改正には、別に費用を要し
ない。

臨時物資需給調整法の一部を改正
する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。よつて國會法第八十三條
によつて國會法第八十三條により送付
する。

昭和二十四年三月二十八日

衆議院議長 布原喜重郎
参議院議長松平恒雄殿

臨時物資需給調整法の一部を改正
する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。よつて國會法第八十三條
によつて國會法第八十三條により送付
する。

昭和二十四年三月三十日

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

て、流通秩序は混乱し、経済統制の権威を著しく失墜せしめておる。以上の諸点並びに同法の運用に関する國会と政府との關係、經濟團体の合理的な活動等の問題を十分検討して、運営の実情を改善し、同法に対する所要の改正を速かに政府において準備すべきであるということを強く要望する旨が附されて、本法律案はすでに時期が非常に遅延せしめるので、止むを得ないから附した賛成意見が述べられたわけであります。

太いで藤井委員、三木委員、奥委員の各委員からも大体同様の趣旨の討論がありまして、採決に入つたわけでありますが、おのづれ意見は、同じような大体似たような今の現状と經濟統制の現状に対するまざさ、或いはこれに対する希望意見が強く述べられ、同様な恰好で討論が終つたわけでありますが、採決に入りますと、全会一致で改正法律案を可決すべきものと決定をしたわけであります。

簡単に述べまして後は詳細は速記録に譲りたいと思ひますが、この法案につきましては内容の規定するところが非常に重大であります關係上、私の委員長の趣旨におきましても、委員会で述べられました意向の中心的なものを強く要望して審議の便に供して頂いたい、という各議員からの熱烈なる要望もありますので、討議の主なるものを報告いたしまして報告に代えたいと思ひます。以上簡単でありますけれども臨時物資需給調整法の一部を改正する法律案の委員会における審議の經過と結果を御報告いたしました。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

〔起立者多数〕

○議長(松平恒雄君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松平恒雄君) この際、日程第三、國家行政組織法の一部を改正する法律案、日程第四、郵政省設置法の一
部を改正する法律案、日程第五、電氣通信省設置法の一部を改正する法律案、いすれも内閣提出、衆議院送付)以
上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認
めます。先づ委員長の報告を求めま
す。内閣委員長河井彌八君。

〔審査報告書

國家行政組織法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告す

る。

昭和二十四年三月三十日
内閣委員長 河井彌八

参議院議長松平恒雄殿

三、費用

本法施行のためには別に経費を要しない。

國家行政組織法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。

よつて國会法第八十三條により送付
することができる。

昭和二十四年三月二十九日

衆議院議長 勝原喜重郎

〔審査報告書は都合により第九号
末尾に掲載〕

この法律は、公布の日から施行す
る。

〔審査報告書は都合により第九号
末尾に掲載〕

この法律は、公布の日から施行す
る。

〔審査報告書は都合により第九号
末尾に掲載〕

この法律は、公布の日から施行す
る。

さて、この三法律の改正の点を申
上げます。三つの法律案を通じまして
改正の要点は一つであります。即ち施
行期日が昭和二十四年四月一日とあり
ます。これを改めまして、六月一日にす
るという点であります。行政整理は國
民の要望であります。政府が掲げてお

ければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本

案に賛成の諸君の起立を請います。

〔起立者多数〕

○議長(松平恒雄君) 過半数と認めま
す。よつて本案は可決せられました。

○議長(松平恒雄君) この際、日程第
二十三條、第二十五條及び第二
七條中「四月一日」を「六月一日」に
改める。

〔審査報告書は都合により第九号
末尾に掲載〕

郵政省設置法の一部を改正する法
律案

右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。

よつて國会法第八十三條により送付
することができる。

昭和二十四年三月二十九日

衆議院議長 勝原喜重郎

〔審査報告書は都合により第九号
末尾に掲載〕

〔河井彌八君登壇、拍手〕

郵政省設置法の一部を改正する法
律案

右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。

よつて國会法第八十三條により送付
することができる。

昭和二十四年三月二十九日

衆議院議長 勝原喜重郎

〔審査報告書は都合により第九号
末尾に掲載〕

この法律は、公布の日から施行す
る。

〔審査報告書は都合により第九号
末尾に掲載〕

この法律は、公布の日から施行す
る。

〔審査報告書は都合により第九号
末尾に掲載〕

この法律は、公布の日から施行す
る。

〔審査報告書は都合により第九号
末尾に掲載〕

さて、この三法律の改正の点を申
上げます。三つの法律案を通じまして
改正の要点は一つであります。即ち施
行期日が昭和二十四年四月一日とあり
ます。これを改めまして、六月一日にす
るという点であります。行政整理は國
民の要望であります。政府が掲げてお

ければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本

案に賛成の諸君の起立を請います。

〔起立者多数〕

○議長(松平恒雄君) 過半数と認めま
す。よつて本案は可決せられました。

○議長(松平恒雄君) この際、日程第
二十三條、第二十五條及び第二
七條中「四月一日」を「六月一日」に
改める。

〔審査報告書は都合により第九号
末尾に掲載〕

電氣通信省設置法の一部を改正する
法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。

よつて國会法第八十三條により送付
することができる。

昭和二十四年三月二十九日

衆議院議長 勝原喜重郎

〔審査報告書は都合により第九号
末尾に掲載〕

〔河井彌八君登壇、拍手〕

電氣通信省設置法の一部を改正する
法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。

よつて國会法第八十三條により送付
することができる。

昭和二十四年三月二十九日

衆議院議長 勝原喜重郎

〔審査報告書は都合により第九号
末尾に掲載〕

この法律は、公布の日から施行す
る。

〔審査報告書は都合により第九号
末尾に掲載〕

この法律は、公布の日から施行す
る。

〔審査報告書は都合により第九号
末尾に掲載〕

この法律は、公布の日から施行す
る。

〔審査報告書は都合により第九号
末尾に掲載〕

さて、この三法律の改正の点を申
上げます。三つの法律案を通じまして
改正の要点は一つであります。即ち施
行期日が昭和二十四年四月一日とあり
ます。これを改めまして、六月一日にす
るという点であります。行政整理は國
民の要望であります。政府が掲げてお

ければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本

案に賛成の諸君の起立を請います。

〔起立者多数〕

○議長(松平恒雄君) 過半数と認めま
す。よつて本案は可決せられました。

○議長(松平恒雄君) この際、日程第
二十三條、第二十五條及び第二
七條中「四月一日」を「六月一日」に
改める。

〔審査報告書は都合により第九号
末尾に掲載〕

電氣通信省設置法の一部を改正する
法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。

よつて國会法第八十三條により送付
することができる。

昭和二十四年三月二十九日

衆議院議長 勝原喜重郎

〔審査報告書は都合により第九号
末尾に掲載〕

〔河井彌八君登壇、拍手〕

電氣通信省設置法の一部を改正する
法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。

よつて國会法第八十三條により送付
することができる。

昭和二十四年三月二十九日

衆議院議長 勝原喜重郎

〔審査報告書は都合により第九号
末尾に掲載〕

この法律は、公布の日から施行す
る。

〔審査報告書は都合により第九号
末尾に掲載〕

この法律は、公布の日から施行す
る。

〔審査報告書は都合により第九号
末尾に掲載〕

この法律は、公布の日から施行す
る。

〔審査報告書は都合により第九号
末尾に掲載〕

さて、この三法律の改正の点を申
上げます。三つの法律案を通じまして
改正の要点は一つであります。即ち施
行期日が昭和二十四年四月一日とあり
ます。これを改めまして、六月一日にす
るという点であります。行政整理は國
民の要望であります。政府が掲げてお

ければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本

案に賛成の諸君の起立を請います。

〔起立者多数〕

○議長(松平恒雄君) 過半数と認めま
す。よつて本案は可決せられました。

○議長(松平恒雄君) この際、日程第
二十三條、第二十五條及び第二
七條中「四月一日」を「六月一日」に
改める。

〔審査報告書は都合により第九号
末尾に掲載〕

電氣通信省設置法の一部を改正する
法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。

よつて國会法第八十三條により送付
することができる。

昭和二十四年三月二十九日

衆議院議長 勝原喜重郎

〔審査報告書は都合により第九号
末尾に掲載〕

〔河井彌八君登壇、拍手〕

電氣通信省設置法の一部を改正する
法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。

よつて國会法第八十三條により送付
することができる。

昭和二十四年三月二十九日

衆議院議長 勝原喜重郎

〔審査報告書は都合により第九号
末尾に掲載〕

この法律は、公布の日から施行す
る。

〔審査報告書は都合により第九号
末尾に掲載〕

この法律は、公布の日から施行す
る。

〔審査報告書は都合により第九号
末尾に掲載〕

この法律は、公布の日から施行す
る。

〔審査報告書は都合により第九号
末尾に掲載〕

さて、この三法律の改正の点を申
上げます。三つの法律案を通じまして
改正の要点は一つであります。即ち施
行期日が昭和二十四年四月一日とあり
ます。これを改めまして、六月一日にす
るという点であります。行政整理は國
民の要望であります。政府が掲げてお

ければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本

案に賛成の諸君の起立を請います。

〔起立者多数〕

○議長(松平恒雄君) 過半数と認めま
す。よつて本案は可決せられました。

○議長(松平恒雄君) この際、日程第
二十三條、第二十五條及び第二
七條中「四月一日」を「六月一日」に
改める。

〔審査報告書は都合により第九号
末尾に掲載〕

電氣通信省設置法の一部を改正する
法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。

よつて國会法第八十三條により送付
することができる。

昭和二十四年三月二十九日

衆議院議長 勝原喜重郎

〔審査報告書は都合により第九号
末尾に掲載〕

〔河井彌八君登壇、拍手〕

電氣通信省設置法の一部を改正する
法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。

よつて國会法第八十三條により送付
することができる。

昭和二十四年三月二十九日

衆議院議長 勝原喜重郎

〔審査報告書は都合により第九号
末尾に掲載〕

この法律は、公布の日から施行す
る。

〔審査報告書は都合により第九号
末尾に掲載〕

この法律は、公布の日から施行す
る。

〔審査報告書は都合により第九号
末尾に掲載〕

この法律は、公布の日から施行す
る。

〔審査報告書は都合により第九号
末尾に掲載〕

さて、この三法律の改正の点を申
上げます。三つの法律案を通じまして
改正の要点は一つであります。即ち施
行期日が昭和二十四年四月一日とあり
ます。これを改めまして、六月一日にす
るという点であります。行政整理は國
民の要望であります。政府が掲げてお

ければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本

案に賛成の諸君の起立を請います。

〔起立者多数〕

○議長(松平恒雄君) 過半数と認めま
す。よつて本案は可決せられました。

○議長(松平恒雄君) この際、日程第
二十三條、第二十五條及び第二
七條中「四月一日」を「六月一日」に
改める。

〔審査報告書は都合により第九号
末尾に掲載〕

電氣通信省設置法の一部を改正する
法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。

よつて國会法第八十三條により送付
することができる。

昭和二十四年三月二十九日

衆議院議長 勝原喜重郎

〔審査報告書は都合により第九号
末尾に掲載〕

〔河井彌八君登壇、拍手〕

電氣通信省設置法の一部を改正する
法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。

よつて國会法第八十三條により送付
することができる。

昭和二十四年三月二十九日

衆議院議長 勝原喜重郎

〔審査報告書は都合により第九号
末尾に掲載〕

この法律は、公布の日から施行す
る。

〔審査報告書は都合により第九号
末尾に掲載〕

この法律は、公布の日から施行す
る。

〔審査報告書は都合により第九号
末尾に掲載〕

この法律は、公布の日から施行す
る。

〔審査報告書は都合により第九号
末尾に掲載〕

さて、この三法律の改正の点を申
上げます。三つの法律案を通じまして
改正の要点は一つであります。即ち施
行期日が昭和二十四年四月一日とあり
ます。これを改めまして、六月一日にす
るという点であります。行政整理は國
民の要望であります。政府が掲げてお

ければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本

案に賛成の諸君の起立を請います。

〔起立者多数〕

○議長(松平恒雄君) 過半数と認めま
す。よつて本案は可決せられました。

○議長(松平恒雄君) この際、日程第
二十三條、第二十五條及び第二
七條中「四月一日」を「六月一日」に
改める。

〔審査報告書は都合により第九号
末尾に掲載〕

電氣通信省設置法の一部を改正する
法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。

よつて國会法第八十三條により送付
することができる。

昭和二十四年三月二十九日

衆議院議長 勝原喜重郎

〔審査報告書は都合により第九号
末尾に掲載〕

〔河井彌八君登壇、拍手〕

電氣通信省設置法の一部を改正する
法律案

るところの最も重要な政策の一つであります。この三法律案につきまして政府の説明を聞いたのでありまするが、政府はこの行政整理を実行いたしまするため、徹底的にこれが調査を進め、すでに行政整理本部なるものを設けまして、而して行政機構の刷新、簡素化を図り、それと同時に各省各廳の職員の人員の整理を断行するために、十分の審査を進めておるのであります。併しながら國家行政組織法という行政組織の基本法律そのものが四月一日から効力を発生するということに改められまして、これが昨年の末の國会を通過いたしました法律によつて、一月一日とあるのを四月一日と改められたのでありまするが、今回この行政整理の進捗の状況を見まするのに、この四月一日はどうしても間に合わないということは明瞭であります。従つてこの國家行政組織法の施行期日をば適当な期間を與えるために六月一日に延長せんとするという意味であります。そして國家行政組織法の期日を六月一日に延長いたしましたして、その間に各省各廳等に通ずるそれゝの行政機構改正案を作りまして、そしてこれを國会に提出せんとするのであります。

省又整理の対象となるべきものであります。それで、それが四月一日に施行せられるということは甚だよろしくないでありますから、これ又他の各省の整理案と同様に六月一日までに整理をするという考え方を以ちまして、取扱えます。四月一日といふ施行期日をば延期する趣旨であるのであります。政府の説明は單に施行期日を延ばすということに止まるのでありますて、その各法律そのものの内容についてどうするということの意図は今は持つておらないのでありますて、これは他日の國会の審議に譲ることになつておるのであります。委員会はこの説明を聞きまして、いずれも止むを得ざる妥当なものとかようにも考へまして、全会一致を以てこれを可決すべきものと決定した次第であります。この段御報告を申上げます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより三案の採決をいたします。三案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を請います。

〔総員起立〕

○議長(松平恒雄君) 総員起立と認めます。よつて三案は全会一致を以て可決せられました。

審査報告書
日本國有鉄道法の一部を改正する
法律案
右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて多数意見者の署
名を附し、要領書を添えて、報告す
る。
昭和二十四年三月二十九日
運輸委員長 板谷 順助
参議院議長 松平恒雄殿
多数意見者署名
小野 哲 飯田精太郎
高田 寛 結城 安次
小泉 秀吉 大隅 鶴二
入交 太藏 稲竹 春彦
内村 清次
要領書
一、委員会の決定の理由
日本國有鉄道の設置は、運輸省
の機構を根本的に改変するもので、
運輸省設置の法律と不可分の関係
にあり、國家行政組織法の施行が
六月一日に延期されるため、その
施行期日を同一期日にしたもので
事情やむを得ない措置と認める。
二、事件の利害得失
運輸省設置法との同時施行を期
するため、やむを得ない措置であ
る。
三、費用
この法律実施のため、別段の經
費を要しない。
日本國有鉄道法の一部を改正する
法律案
右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。

よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年三月二十九日

衆議院議長 細原喜重郎

參議院議長 松平恒雄殿

日本國有鉄道法の一部を改正する法律案

日本國有鉄道法の一部を改正する法律

日本國有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）の一部を次のよう改正する。

第五條中「三月三十日」を「五月三十一日」に改める。

附則第一項中「四月一日」を「六月一日」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔板谷順助君登壇、拍手〕

○板谷順助君 只今議題となりました日本國有鉄道法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申上げます。この法案の内容は極めて簡単であります。即ち國家行政組織法の施行の延期に伴いまして、四月一日になつておつたものを六月一日に変更するわけであります。委員会におきましては慎重審議の結果、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

尚この際一言諸君の御了解を得て置きたいことは、今回の國有鉄道法案は確立採算制を確立する意味におきまし

て運輸行政の一大変革であります。従つて委員会におきましても非常なるところの関心を以て検討を加えたのであります。原案においては幾多の欠陥を見出したのであります。そこで委員会いたしましては、十一月の三十日に修正案を提出することに用意をいたしたのであります。その際関係方面の指示によりまして、今後においてこの案を修正することはよろしいから、とにもかくにも通せといふことで、その当時原案を委員会において決定した次第であります。恐らくはこの法案に対し、即ち施行期日以前において運輸当局より定めし改正案が提出されることと思うのであります。若し政府が提案せざるにおきましては、委員会において議員の権能において修正案を提出する用意あるといふことを御承知置きを願つて置きたいと思うのであります。以上御報告申上げます。

二、事件の利害得失

金資金の運用を円滑ならしむる利益がある。

三、費用

この改正のために別に費用を要しない。

九号末尾に掲載

〔少數意見報告書は都合により第

九号末尾に掲載〕

金資金特別会計法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて國会法第八十三條により送付昭和二十四年三月三十日
衆議院議長 松平恒雄殿

金資金特別会計法の一部を改正する法律案

金資金特別会計法の一部を改正する法律案

法律第六十一号)の一部を次のように改正する。
第二條第一項中「六億円」を「三十億三千三百万円」に改める。
第九條を次のように改める。

第九條 本会計ニ於テ支拂義務ノ発生シタル歳出金ニシテ當該年度内ニ支出済ト爲ラザリシモノニ係ル歳出予算ハ之ヲ翌年度ニ繰越使用スルコドヲ得

前項ノ規定ニ依ル繰越ニ付テハ財政法(昭和二十一年法律第三十四号)第四十三條ノ規定ハ之ヲ適用せず大藏大臣第一項ノ規定ニ依リニ之ヲ通知スベシ

第一項ノ規定ニ依ル繰越ヲ爲シタルトキハ會計検査院ルトキハ當該經費ニ付アハ財政法

第三十一條第一項ノ規定ニ依リ予算ノ配賦アリタルモノト看做ス

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

昭和二十四年の所得稅の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多數意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年三月三十一日
大藏委員長 櫻内辰郎
衆議院議長 松平恒雄殿

多數意見者署名

九鬼紋十郎 米倉龍也
木村禪八郎 黒田英雄
油井賢太郎 伊藤保平
木内四郎 波多野鼎
小宮山常吉 川上嘉

金資金特別会計法(昭和十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「六億円」を「三十億三千三百万円」に改める。

第九條を次のように改める。

第九條 本会計ニ於テ支拂義務ノ発生シタル歳出金ニシテ當該年度内ニ支出済ト爲ラザリシモノニ係ル歳出予算ハ之ヲ翌年度ニ繰越使用スルコドヲ得

干の準備期間を必要とするにつき、これ等の事情を勘案して、昭和二十四年の所得稅の四月予定申告書の提出及び第一期の納期に関する特例を設けようとするものであつて止むを得ないものと認められる。

二、事件の利害得失

この法律の結果國民の租稅負担の公正、適確を期し得る利益がある。

三、費用

して特例を設けようとするものであつて止むを得ないものと認められる。

三、費用

この法律施行のために、別に費用を要しない。

況によるものとし、その提出期限

は、同日から同月三十日までとす

るがせにできないことであつて、その準備には少くとも三ヶ月を要する見込

ありますので、酒類配給公團法の有効期間を差当り三ヶ月間延長しようと

あります。さて本來審議に

ルトキハ當該經費ニ付アハ財政法

第三十一條第一項ノ規定ニ依リ予算ノ配賦アリタルモノト看做ス

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

昭和二十四年の所得稅の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多數意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年三月三十一日 櫻内辰郎君

○櫻内辰郎君 只今議題となりました酒類配給公團法の一部を改正する法律案の大藏委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。去る三月二十八日より三月三十一日まで慎重に審議いたしまして、質疑應答の後、討論に入り、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

先づ本案の提案理由及び内容について申上げます。酒類配給公團法は他の公團法と同様に本年四月一日を以てその効力を失うものであります。酒類配給公團法は昨年三月一日酒類配給公團法により設立せられ、爾來一ヶ年余

の金融面における援助、配給偏在の調整、密造並びに關取引の絶滅等に万全なる行政措置を講すべきことを條件と

して、止むを得ず本改正案に賛成するとの意見が述べられました。かくて討

論を終局し、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に只今議題となりました金資金特別会計法の一部を改正する法律案の大

干の準備期間を必要とするにつき、これ等の事情を勘案して、昭和二十四年の所得稅の四月予定申告書の提出及び第一期の納期に関する特例を設けようとするものであつて止むを得ないものと認められる。

二、事件の利害得失

この法律の結果國民の租稅負担の公正、適確を期し得る利益がある。

三、費用

して特例を設けようとするものであつて止むを得ないものと認められる。

三、費用

この法律の結果國民の租稅負担の公正、適確を期し得る利益がある。

ここに御報告申上げます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御發言もなければ、これより両案の採決をいたします。両案に賛成の諸君の起立を請います。

【総員起立】

○議長(松平恒雄君) 総員起立と認めます。よつて両案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(松平恒雄君) この際、日程に追加して、國有鐵道事業特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院添付)を議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。大藏委員長櫻内辰郎君。

〔審査報告書は都合により第九号末尾に掲載〕

國有鐵道事業特別会計法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年三月三十一日

衆議院議長 櫻原辰郎

國有鐵道事業特別会計法の一部を改正する法律案

國有鐵道事業特別会計法の一部を改正する法律案

國有鐵道事業特別会計法の一部を改正する法律案

國有鐵道事業特別会計法(昭和二十一年法律第四十号)の一部を次のとくに改正する。

第三條第二項を次のように改める。

前項の資本は、これを自己資本、引当金及び借入資本の三種とし、自己資本は、これを固有資本と積立金とに、引当金は、これを減債債務引当金とその他の引当金とに、借入資本は、これを公債及び借入金とその他の負債とに区分する。

第九條第二項を次のように改める。

前項の歳入歳出予算実施計画書には、資産勘定、資本勘定、引当勘定、負債勘定、損益勘定、工事勘定等の中間勘定その他所要の勘定の区分を設けるものとする。

第二十四條第一項を削る。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行

し、國有鐵道事業特別会計法(以下「法」という。)第二十四条の改正規定は、昭和二十四年度から、その他の規定(附則第三項、第四項及び第九項を除く。)は、昭和二十一年度から適用する。

2 改正前の法第二十四條の規定は、前項の規定にかかわらず、附則

第六項の規定による繰越使用に関する規定

としては、なお、その効力を有する。

不足があるときは、昭和二十四年度に限り、法第六條に規定する一

時借入金又は融通証券に代え、國庫余裕金を繰替使用することがで

きる。

3 この会計において支拂上現金に

第三條第三項の規定により繰替使用した

金額は、法第六條第三項の規定に

かかるらず、遅くともこの会計の廃止のときまでに、償還しなければならない。

4 前項の規定により繰替使用した

金額は、法第六條第三項の規定に

かかるらず、遅くともこの会計の廃止のときまでに、償還しなければならない。

5 昭和二十三年度中における物品

の價格等の統制額の改定に基きこの会計において保有すべき貯蔵品

の量に不足を生じたときは、同年

度中ににおいて、貯蔵品の價格を改定し、これに因り回収する資金をもつて、貯蔵品保有量の増加に充てることができる。

6 國有鐵道事業特別会計の昭和二十三年度の歳出予算における陸

運、陸運の用に供する機械器具の製造、修理その他の事業及び倉庫

營業に関する監督、助成及び統制

に関する経費並びに觀光事業の育

成指導その他外客誘致に関する經

費(以下「陸運監督費等」という。)

で同年度内に支拂義務が生じ支出

は、當年なかつたものは、昭和二十二

十四年度との会計に繰り越して使用することができる。

7 前項に該当するものを除くの

外、國有鐵道事業特別会計の昭和二十三年度の歳出予算における陸

運監督費等で財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四十二条但

書の規定により昭和二十四年度に繰越を要するものは、一般会計に繰り越して使用することができる。

8 國有鐵道事業特別会計及び通信事業特別会計における事業運営以外の行政に要する経費の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律(昭和二十三年法律第九十九号)第一條の規定によ

り昭和二十三年度において陸運監督費等の財源に充てるため、一般会計からこの会計に繰り入れた金額から、同年度における当該経費

の支出額及び支出未済額の合計額を控除した額に相当する金額

は、この会計から一般会計に返還しなければならない。

9 日本国鉄道設立の日の前日に

おけるこの会計の欠損の累計額

これによつて回収する資金を貯蔵品の保有量の増加に充當せんとするものであります。又昭和二十四年度において日本國有鐵道が設立されますので、

これに伴い若干の規定の整備をなさんとするものであります。さて本案審議

〔櫻内辰郎君登壇、拍手〕

○櫻内辰郎君 只今議題になりました

國有鐵道事業特別会計法の一部を改正する法律案

國有鐵道事業特別会計法の一部を改正する法律案

國有鐵道事業特別会計法(昭和二十一年法律第四十号)の一部を次のとくに改正する。

第三條第二項を次のように改める。

前項の資本は、これを自己資本、

引当金及び借入資本の三種とし、自

己資本は、これを固有資本と積立金

とに、引当金は、これを減債債務引

当金とその他の引当金とに、借入資

本は、これを公債及び借入金とそ

他の負債とに区分する。

第九條第二項を次のように改める。

前項の歳入歳出予算実施計画書に

は、資産勘定、資本勘定、引当勘定、負債勘定、損益勘定、工事勘定

等の中間勘定その他所要の勘定の区分を設けるものとする。

第二十四條第一項を削る。

1 この法律は、公布の日から施行

し、國有鐵道事業特別会計法(以下「法」という。)第二十四条の改正規定は、昭和二十四年度から、その他の規定(附則第三項、第四項及び第九項を除く。)は、昭和二十四年度から適用する。

2 改正前の法第二十四條の規定は、前項の規定にかかわらず、附則

〔櫻内辰郎君登壇、拍手〕

國有鐵道事業特別会計法の一部を改正する法律案

國有鐵道事業特別会計法の一部を改正する法律案

國有鐵道事業特別会計法(昭和二十一年法律第四十号)の一部を次のとくに改正する。

第三條第二項を次のように改める。

前項の資本は、これを自己資本、

引当金及び借入資本の三種とし、自

己資本は、これを固有資本と積立金

とに、引当金は、これを減債債務引

当金とその他の引当金とに、借入資

本は、これを公債及び借入金とそ

他の負債とに区分する。

第九條第二項を次のように改める。

前項の歳入歳出予算実施計画書に

は、資産勘定、資本勘定、引当勘定、負債勘定、損益勘定、工事勘定

等の中間勘定その他所要の勘定の区分を設けるものとする。

第二十四條第一項を削る。

1 この法律は、公布の日から施行

し、國有鐵道事業特別会計法(以下「法」という。)第二十四条の改正規定は、昭和二十四年度から、その他の規定(附則第三項、第四項及び第九項を除く。)は、昭和二十四年度から適用する。

2 改正前の法第二十四條の規定は、前項の規定にかかわらず、附則

り、政府亦これに対し懇切なる答弁がありましたが、詳細は速記録により御承知を願います。かくして質疑を終局し、三月三十一日討論に入り、小川友

三委員より賛成、中野功委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。右御報告申上げます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御發言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

〔起立者多数〕

○議長(松平恒雄君) 満半数と認めます。よつて本案は可決せられました。本日はこれにて延会いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。次会は明日午後二時より開会いたします。議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後六時十八分散会

○本日の会議に付した事件

一、日程第一 公認会計士法の一部を改正する法律案

一、日程第三 國家行政組織法の一部を改正する法律案

一、日程第五 電氣通信省設置法の一部を改正する法律案

一、日程第六 日本国鉄道法の一
部を改正する法律案

一、常任委員辞任及び補欠の件

一、外國爲替管理委員会委員長任命につき事後承認の件

一、酒類配給公園法の一部を改正する法律案

一、金資金特別会計法の一部を改正する法律案

一、昭和二十四年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律案

一、昭和二十四年度一般会計予算補正(第三号)

一、昭和二十四年度特別会計予算補正(第三号)

一、國有鉄道事業特別会計法の一部を改正する法律案

出席者は左の通り。	副議長 松平 恒雄君	田村 文吉君	玉置吉之丞君	安達 良助君	高橋 啓君
○議長(松平恒雄君) 別に御發言もなれば、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。	市來 乙彦君	西田 天香君	藤野 雄君	寺尾 博君	一松 政二君
○議長(松平恒雄君) 満半数と認めます。よつて本案は可決せられました。本日はこれにて延会いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。	岩本 月洲君	宇都宮 登君	北條 秀一君	帆足 計君	小林 勝馬君
○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。次会は明日午後二時より開会いたします。議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。本日はこれにて散会いたします。	江熊 哲翁君	河井 翁君	徳積眞六郎君	門屋 盛一君	中平當太郎君
○議長(松平恒雄君) 別に御發言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。	加賀 操君	小野 光洋君	大野 幸一郎君	内村 清次君	大隈 信義君
○議長(松平恒雄君) 別に御發言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。	鎌田 逸郎君	川村 松助君	岡田喜久治君	北村 一男君	大隈 信義君
○議長(松平恒雄君) 別に御發言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。	來馬 琢道君	堀 未治君	西川基五郎君	島 幸一郎君	中井 光次君
○議長(松平恒雄君) 別に御發言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。	小杉 イチ君	大島 定吉君	浅岡 信夫君	赤松 喜一郎君	岩崎 正三郎君
○議長(松平恒雄君) 別に御發言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。	佐藤 尚武君	鈴木 実孝君	西川基五郎君	島 清君	板野 勝次君
○議長(松平恒雄君) 別に御發言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。	新谷 實三郎君	小杉 豊一君	堀 未治君	赤松 喜一郎君	岩崎 正三郎君
○議長(松平恒雄君) 別に御發言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。	竹下 順次君	寺尾 豊君	大島 定吉君	細川 嘉六君	岩間 正男君
○議長(松平恒雄君) 別に御發言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。	高橋龍太郎君	草葉 隆圓君	鈴木 実孝君	寺尾 文吉君	田村 文吉君
○議長(松平恒雄君) 別に御發言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。	中川 以良君	大島 定吉君	鈴木 実孝君	玉置吉之丞君	安達 良助君
○議長(松平恒雄君) 別に御發言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。	早川 慶一君	寺尾 豊君	鈴木 実孝君	寺尾 文吉君	高橋 啓君
○議長(松平恒雄君) 別に御發言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。	藤井 丙午君	佐藤 傷一君	鈴木 実孝君	寺尾 文吉君	高橋 啓君
○議長(松平恒雄君) 別に御發言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。	三島 通陽君	小杉 豊一君	鈴木 実孝君	寺尾 文吉君	高橋 啓君
○議長(松平恒雄君) 別に御發言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。	村上 義一君	寺尾 豊君	鈴木 実孝君	寺尾 文吉君	高橋 啓君
○議長(松平恒雄君) 別に御發言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。	赤木 正雄君	佐藤 傷一君	鈴木 実孝君	寺尾 文吉君	高橋 啓君
○議長(松平恒雄君) 別に御發言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。	安部 定君	寺尾 豊君	鈴木 実孝君	寺尾 文吉君	高橋 啓君
○議長(松平恒雄君) 別に御發言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。	伊藤 保平君	佐藤 傷一君	鈴木 実孝君	寺尾 文吉君	高橋 啓君
○議長(松平恒雄君) 別に御發言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。	岡部 常君	寺尾 豊君	鈴木 実孝君	寺尾 文吉君	高橋 啓君
○議長(松平恒雄君) 別に御發言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。	赤木 正雄君	佐藤 傷一君	鈴木 実孝君	寺尾 文吉君	高橋 啓君
○議長(松平恒雄君) 別に御發言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。	飯田精太郎君	寺尾 豊君	鈴木 実孝君	寺尾 文吉君	高橋 啓君
○議長(松平恒雄君) 別に御發言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。	奥 むめお君	佐藤 傷一君	鈴木 実孝君	寺尾 文吉君	高橋 啓君
○議長(松平恒雄君) 別に御發言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。	岡本 愛祐君	寺尾 豊君	鈴木 実孝君	寺尾 文吉君	高橋 啓君
○議長(松平恒雄君) 別に御發言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。	木下 長雄君	佐々木盛君	鈴木 実孝君	寺尾 文吉君	高橋 啓君
○議長(松平恒雄君) 別に御發言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。	楠見 義男君	寺尾 豊君	鈴木 実孝君	寺尾 文吉君	高橋 啓君
○議長(松平恒雄君) 別に御發言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。	尾形六郎兵衛君	寺尾 豊君	鈴木 実孝君	寺尾 文吉君	高橋 啓君
○議長(松平恒雄君) 別に御發言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。	木内 四郎君	寺尾 豊君	鈴木 実孝君	寺尾 文吉君	高橋 啓君
○議長(松平恒雄君) 別に御發言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。	櫻内 長郎君	寺尾 豊君	鈴木 実孝君	寺尾 文吉君	高橋 啓君
○議長(松平恒雄君) 別に御發言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。	石川 一衛君	寺尾 豊君	鈴木 実孝君	寺尾 文吉君	高橋 啓君
○議長(松平恒雄君) 別に御發言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。	小畑 哲夫君	寺尾 豊君	鈴木 実孝君	寺尾 文吉君	高橋 啓君
○議長(松平恒雄君) 別に御發言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。	竹中 七郎君	寺尾 豊君	鈴木 実孝君	寺尾 文吉君	高橋 啓君
○議長(松平恒雄君) 別に御發言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。	入交 太藏君	寺尾 豊君	鈴木 実孝君	寺尾 文吉君	高橋 啓君
○議長(松平恒雄君) 別に御發言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。	大野木秀次郎君	寺尾 豊君	鈴木 実孝君	寺尾 文吉君	高橋 啓君
○議長(松平恒雄君) 別に御發言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。	島津 忠彦君	寺尾 豊君	鈴木 実孝君	寺尾 文吉君	高橋 啓君
○議長(松平恒雄君) 別に御發言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。	下條 康麿君	寺尾 豊君	鈴木 実孝君	寺尾 文吉君	高橋 啓君
○議長(松平恒雄君) 別に御發言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。	遠山 内市君	寺尾 豊君	鈴木 実孝君	寺尾 文吉君	高橋 啓君

國務大臣	厚生大臣 林 譲治君	運輸大臣 大屋 晋三君
國務大臣	厚生大臣 林 譲治君	運輸大臣 大屋 晋三君

政府委員

通信大臣 小澤佐重喜君

經濟安定
政務次官 中川 以良君
大藏政務次官 田口政五郎君
勞働政務次官 宿谷 荣一君

定價一部四円五十銭
送料実費
所行発
東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話九段五三一
振替東京一九〇〇〇〇印局
國書課